

判決年月日	平成 2 2 年 2 月 2 4 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 1 年（ネ）10012 号		
○誘導電動機をベクトル制御するためのインバータである被告製品につき，インバータの制御等に関する各特許権の侵害を理由として損害賠償等を求めた事案について，一審被告による先使用を認めず損害賠償（一部）等を命じた一審判決が維持された例。			

（関連条文）特許法 29 条 2 項，79 条，104 条の 3 第 1 項

（事案の概要）

本件は，一審原告が有する特許権 1・3・4 に基づき，一審被告の製造販売するインバータである被告製品(1)～(5)は特許権を侵害するとして，不法行為に基づく損害賠償金又は不当利得金の内金 20 億円及び年 5 分の割合の法定利息又は遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審の東京地裁は，平成 20 年 12 月 24 日，特許権 1 は無効である，被告製品(1)～(4)は特許権 4 の要件を充足せず，特許法 29 条 2 項（進歩性）に違反するので無効である，被告製品(5)は特許権 3 の要件を充足し，かつ一審被告に先使用による通常実施権は認められない，として，上記 に基づく損害賠償又は不当利得金 8373 万円及び年 5 分の割合による法定利息又は遅延損害金の支払を求める限度で認容し，その余の請求を棄却した。そこで，これに不服の当事者双方が本件各控訴を提起した。

（主文）

本件各控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は各自の負担とする。

（判断の骨子）

1 特許権 1 については，無効審決が確定した（平成 21 年（行ケ）10063 号審決取消請求事件につき平成 22 年 1 月 13 日上告受理申立て取下げ）が，口頭弁論終結後の事情であるので，特許権 1 の無効理由の有無について判断すると，乙 11 発明により進歩性欠如の無効理由を有するから，特許法 104 条の 3 第 1 項，29 条 2 項により権利を行使することができない。

2 特許権 3 につき，一審被告には先使用による通常実施権は認められず，原判決の認定した不当利得又は損害の金額も相当である。

3 被告製品(1)～(4)は特許権 4 の構成要件を充足しない。